



30 宗給審第 7 号
平成 30 年 10 月 3 日

宗像市教育委員会 御中

宗像市学校給食審議会
会長 大門 真



宗像市立小学校、中学校及び義務教育学校における
学校給食費について（答申）

平成 30 年 7 月 4 日付け、30 宗教学第 246 号にて諮問のあった平成 31 年度の学校
給食費について、本審議会の意見は別紙のとおりです。

宗像市学校給食審議会答申書

平成30年10月3日

宗像市学校給食審議会

宗像市学校給食審議会答申書

(1) 給食回数について

小・中学校学習指導要領（平成29年告示）について、小学校は平成32年度から、中学校は平成33年度から完全実施となります。小学校の教育課程に外国語が加わり、小学3年生から6年生までは授業時数が35時間増加するため、宗像市では授業日数を増加する予定にしています。また、各学校からの要望等も考慮すると、給食回数は現行より少なくとも5回の増加が必要になると思われます。

したがって、本審議会は、小学校及び義務教育学校前期課程の給食回数は現行188回を193回に、中学校及び義務教育学校後期課程の給食回数は現行180回を185回にすることが適当であると判断します。

(2) 学校給食費について

宗像市においては、現在、全ての小学校、中学校及び義務教育学校において、栄養教諭等が学校給食法第8条第1項に定める学校給食実施基準に基づき献立を作成し、週5回の完全給食を実施しています。宗像市の児童生徒の発育状況に適した学校給食を提供するため、児童生徒の体格を全国や県内の平均と比較したところ、すべての学年において、男女ともに全国及び県内の平均と同等の水準にあることが明らかになり、宗像市の学校給食は、学校給食摂取基準に沿って提供する意義があることを確認しました。

一方、宗像市の学校給食費は、単独調理場方式に移行を開始してから、食材価格の上昇や給食回数の増加、消費税率の引き上げなどを理由に、平成10年度・平成21年度・平成26年度と、3回にわたり改定が行われています。今回も、近年の価格動向を確認したところ、消費者物価指数や財団法人福岡県学校給食会の一般物資の価格推移から、学校給食の食材価格は上昇傾向にあり、今後も上昇傾向が続くと予測されることがわかりました。また、食材価格の上昇により栄養教諭等が献立作成に苦慮しており、学校からも学校給食費の改定を望む声が寄せられている状況があります。

平成31年度の学校給食費について、学校給食実施基準に基づいて作成した宗像市の食品構成に、財団法人福岡県学校給食会の一般物資の上昇率を基礎として、一食当たりの学校給食費を試算した結果、小学校及び義務教育学校前期課程は現行の243円が250円、中学校及び義務教育学校後期課程は現行の286円が310円となりました。

現状における課題と学校からの要望を真摯に受け止め、試算結果を基に慎重かつ誠実に議論を進めたところ、保護者の負担が増え非常に心苦しく思う反面、宗像市の児童生徒の発育状況に適した安全安心な学校給食を継続的に提供していくためには、安全で品質のよい食材を調達し、学校給食実施基準に基づいて実施していくことが不可欠であり、試算結果に沿った学校給食費の改定はやむを得ないとの結論に至りました。

したがって、平成31年度の学校給食費は、給食回数とあわせて以下のとおりとすることが相応と判断します。

	学校給食費 (単価)	給食回数 (年間)	学校給食費 (年間)
小学校及び義務教育学校前期課程	250 円	193 回	48,250 円
中学校及び義務教育学校後期課程	310 円	185 回	57,350 円

(3) 学校給食費の徴収方法について

現在、学校給食費は、年間の学校給食費を4月から2月までの11ヶ月で均等に徴収しており、小学校及び義務教育学校前期課程では毎月4,160円、中学校及び義務教育学校後期課程では毎月4,680円となっています。また、教育活動等で学校給食を中止した場合は、各学校で返金を行っています。

平成31年度の学校給食費は、各学校における教職員の事務量の軽減、徴収に係る事務の統一化を図るため、年間の学校給食費を、4月から1月までの10ヶ月は小学校及び義務教育学校前期課程で4,400円、中学校及び義務教育学校後期課程で5,250円をそれぞれ均等に徴収し、残額を2月で徴収することを提案します。

	学校給食費 (単価)	給食回数 (年間)	学校給食費 (年間)	月額給食費	
小学校及び 義務教育学校前期課程	250 円	193 回	48,250 円	4,400 円	4～1月徴収額
				4,250 円	2月徴収額
中学校及び 義務教育学校後期課程	310 円	185 回	57,350 円	5,250 円	4～1月徴収額
				4,850 円	2月徴収額

このほか、学校給食を中止した場合の学校給食費の徴収・返金のルールについて、各学校における事務手続きの負担や差異が生じないように、以下のとおり整理しました。

① 学校給食費を返金する場合

ア 教育活動等によって学校給食を中止したとき

具体的な事例としては、修学旅行、社会科見学、ワクワク WORK など、学級又は学年単位で行う教育活動のほか、入学式や卒業式前後に学校給食を中止する場合を含める。

ただし、この場合においては、対象の児童生徒の保護者に直接返金する、又は教育活動等の実施月の徴収額を減額するといった方法をとらず、2月の徴収額のみを減額し、年間の学校給食費を調整する方法によるものとする。

イ 食物アレルギーや乳糖不耐症等の疾病により、児童生徒が医師から飲用牛乳の飲用を禁止されているとき

ただし、この場合においては、保護者から医師が発行する学校生活管理指導表や診断書等の提出を求めるものとする。

また、学校給食は小学校、中学校及び義務教育学校において、児童生徒に対して実施されるものであることから、教職員等は返金の対象としないこととする。

ウ 保護者からの申し出により、児童生徒が欠席を理由に学校給食を長期にわたり停止する必要が生じたとき

② 学校給食費を返金しない場合

ア 地震や台風、インフルエンザの流行等により、臨時休校、学年・学級閉鎖等、所要の措置を講じ、学校給食を中止したとき

(4) その他

我が国は、世界有数の長寿国である一方、生活習慣病や若い女性のやせ、高齢者の低栄養傾向など、食に関わる健康問題が指摘されています。また、国においては、近年のライフスタイルや食生活の多様化により、将来、郷土料理や食事作法などの日本の伝統的な食文化が継承されなくなるのではないかと危惧されています。

それに対し、国は、平成30年8月1日に学校給食実施基準の一部を改正し、食塩や脂質の摂取過剰、食物繊維やカルシウム、鉄の摂取不足といった栄養素の摂取状況を踏まえ、学校給食で摂取すべき児童生徒1人1回当たりのエネルギー・栄養素の基準値を見直しました。新たな基準値は、「日本人の食事摂取基準（2015年版）」の目標量又は推奨量の3分の1とすることを基本として、摂取が不足しがちなものは高めに、過剰と考えられるものは低めに設定されており、年齢によっては、エネルギー、ナトリウム、カルシウム等の値が変更されています。

そのため、宗像市の学校給食では新たな基準値を反映した食品構成の見直しのほか、地場産物の積極的な活用や多様な食品の使用によるバラエティ豊かな献立を提供することが期待されます。こうした学校給食を生かして、児童生徒が食に対する興味関心を高め、地域への愛着や感謝の気持ちを深めることができるよう、学校における食育を推進するに当たり、以下の内容を取り入れて学校給食を実施していただくようお願いいたします。

- 宗像市の児童生徒の発育状況に適合した献立の作成
- 児童生徒の嗜好や喫食状況を踏まえた給食の提供
- 望ましい食習慣や知識、食事のマナー等の伝授
- 福岡県・宗像の郷土料理や行事食、地域の食文化の学習

子どものうちに健全な食生活を確立することは、子どもたちの健やかな成長を育み、生涯にわたって心身ともに健康で充実した生活を送ることに繋がります。また、児童生徒が豊かな人間性を育むことができるよう、栄養教諭が主体となり、学校における食育がさらに推進されることを切に願い、答申といたします。

平成30年度宗像市学校給食審議会の経緯

開催回数	開催日	議事
第1回	平成30年6月12日	(1) 会長及び副会長の選任 (2) 宗像市学校給食用物資納入業者審査委員会委員の選出 (3) 説明 ①審議会年間予定(案)について ②宗像市の学校給食について ③宗像市の学校給食費改定の状況について ④平成31年度の学校給食費改定について
第2回	平成30年7月4日	学校給食費について
第3回	平成30年9月3日	(1) 学校給食費の徴収・返金ルールの統一化 (2) 答申(案)について
第4回	平成30年10月3日	答申の決定

平成30年度宗像市学校給食審議会の審議内容

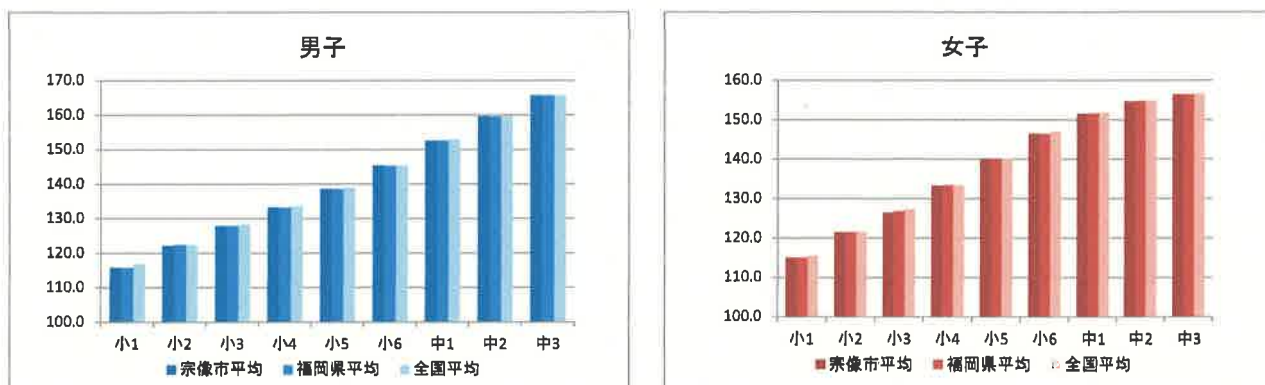
1. 宗像市の学校給食について

義務教育諸学校における学校給食は、「学校給食法」に基づき実施されています。

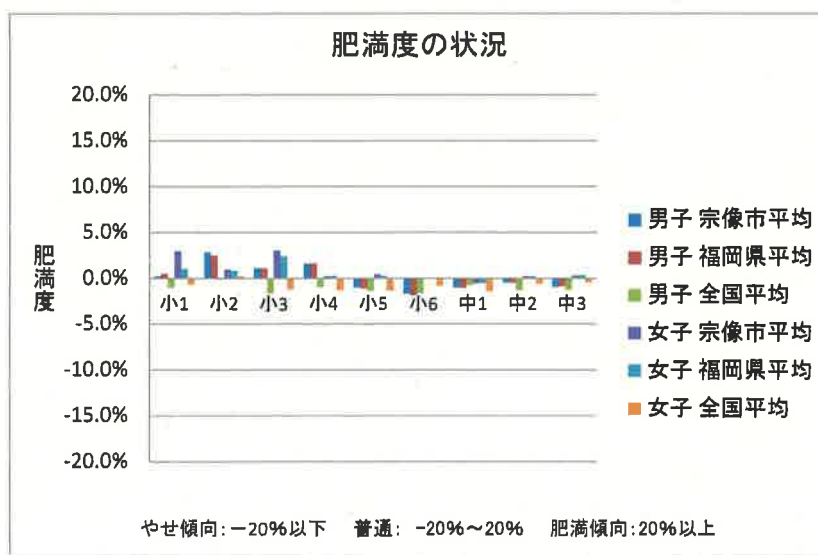
宗像市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校給食は、宗像市学校給食管理規則に基づき実施しています。また、学校給食を活用して第2次健康むなかた食育プラン（第2次宗像市食育推進計画）を推進しています。

(1) 宗像市の児童生徒の体格

○身長



○体格



平成29年度 全国体力・運動能力調査結果より

宗像市の児童生徒の身長と体格の平均は、福岡県平均、全国平均と比較したところ、ほぼ変わらない状況です。よって、宗像市の学校給食摂取基準は、文部科学省の示す学校給食摂取基準の値をそのまま適用しています。

(2) 実施内容

学校給食摂取基準（学校給食法第8条第1項）に基づき献立作成をし、週5日の完全給食（週4回米飯給食、週1回パン給食）を実施しています。

学校給食摂取基準			
区分	単位	小学3・4年生	中学生
エネルギー	kcal	640	820
たんぱく質	g	24	30
脂質	%	25～30	25～30
ナトリウム(食塩相当量)	g	2.5未満	3未満
カルシウム	mg	350	450
鉄	mg	3	4
ビタミンA	μgRE	170	300
ビタミンB ₁	mg	0.4	0.5
ビタミンB ₂	mg	0.4	0.6
ビタミンC	mg	20	35
食物繊維	g	5	6.5
※マグネシウム	mg	80	140
※亜鉛	mg	2	3

※マグネシウム、亜鉛は配慮すべき栄養量

宗像市の一人1回分の食品構成目標値(g)			
	区分	小学3・4年生	中学生
主食	米・麦	56	80
	パン	11.5	18.5
	麺	3.5	6.3
	牛乳	206	206
	小麦粉及びその製品	1.5	2.7
	芋及び澱粉	30	35
	砂糖類	3	4
	豆類	5	6
	豆製品類	16	18
	種実類	3	3.5
	緑黄色野菜	23	35
	その他の野菜	70	82
	果物	32	40
	きのこ類	4	4
	藻類	2	4
	魚介類	16	21
	小魚類	3	3.5
	肉類	15	19
	卵類	6	12
	乳類	4	6
	油脂類	3	4

① 郷土料理・行事食等の実施

地場産物を活かした宗像の郷土料理や、日本や宗像の年中行事に関わる行事食などを学校給食に取り入れています。

② 地場産物の活用

児童生徒が学校給食をとおして郷土に対する関心や理解を深めること、地域の農業や食材の生産・流通に携わる人々の努力を知り、感謝の気持ちを育てることなどをねらいとして、地場農水産物の活用を積極的に行っています。地元で採れた新鮮な旬の野菜などは、農産物直売所「かのこの里利用組合」「ほたるの里」「道の駅むなかた」から、「鐘の岬活魚センター」からは宗像市で水揚げされた旬の魚介類や海藻などを納入しています。

(3) 給食の残食率について

残食率は、平成29年度は平成28年度と比較して小学校、中学校ともに改善しています。

	平成29年度	平成28年度	増減
小学校平均	2.3%	2.4%	△0.1%
中学校平均	7.7%	8.9%	△1.2%
小・中学校平均	4.2%	4.7%	△0.5%

$$\text{残食率 (\%)} = \text{残食量} \div \text{提供量} \times 100$$

2. 平成31年度の学校給食費について

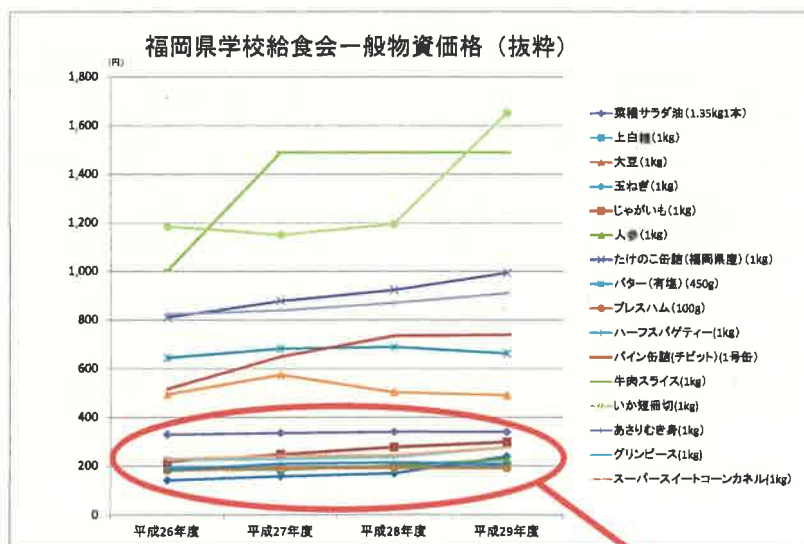
(1) 給食回数について

○新学習指導要領の実施状況

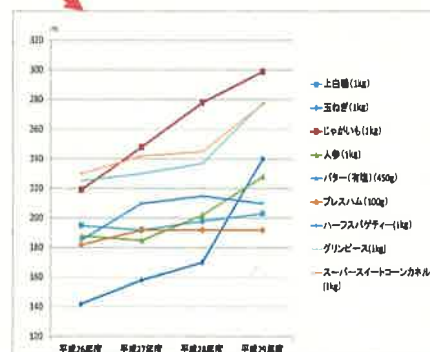
		平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成33年度 (2021)	平成34年度 (2022)
新学習指導要領	小	移行期間		→ 全面実施(3~6学年:35時間増加)		
	中	移行期間		→ 全面実施		

小・中学校学習指導要領（平成29年告示）について、小学校は平成32年度から、中学校は平成33年度から完全実施となります。小学校の教育課程に外国語が加わり、小学3年生から6年生までの授業時数が35時間増加します。それを受けて、宗像市では夏季休業及び冬季休業を短縮して授業日数を増加する予定にしているため、給食回数の増加も必要と考えます。

(2) 給食物資の価格推移



近年の物価上昇に伴い、学校給食物資にも上昇が認められ、平成30年2月に財団法人福岡県学校給食会が提示した平成29年度の一般物資の上昇見込み率は平均1.89%でした。消費者物価指数の動向からも物価上昇は明らかで、今後も続くと考えられます。現在の学校給食費では、安全で品質のよい食材の調達が難しく、学校給食摂取基準に準じた栄養量の提供が困難な状況です。



3. 学校給食費の徴収・返金ルールの一統化

学校給食を中止した場合の学校給食費の徴収・返金のルールについて、各学校における事務手続きの負担や差異が生じないように、以下のとおり整理しました。

① 学校給食費を返金する場合

ア 教育活動等によって学校給食を中止したとき

具体的な事例としては、修学旅行、社会科見学、ワクワク WORK など、学級又は学年単位で行う教育活動のほか、入学式や卒業式前後に学校給食を中止する場合を含める。

ただし、この場合においては、対象の児童生徒の保護者に直接返金する、又は教育活動等の実施月の徴収額を減額するといった方法をとらず、2月の徴収額のみを減額し、年間の学校給食費を調整する方法によるものとする。

イ 食物アレルギーや乳糖不耐症等の疾病により、児童生徒が医師から飲用牛乳の飲用を禁止されているとき

ただし、この場合においては、保護者から医師が発行する学校生活管理指導表や診断書等の提出を求めるものとする。

また、学校給食は小学校、中学校及び義務教育学校において、児童生徒に対して実施されるものであることから、教職員等は返金の対象としないこととする。

ウ 保護者からの申し出により、児童生徒が欠席を理由に学校給食を長期にわたり停止する必要があるとき

② 学校給食費を返金しない場合

ア 地震や台風、インフルエンザの流行等により、臨時休校、学年・学級閉鎖等、所要の措置を講じ、学校給食を中止したとき



30 宗教学第 246 号
平成 30 年 7 月 4 日

宗像市学校給食審議会長 様

宗 像 市 教 育 委 員 会



宗像市立小学校、中学校及び義務教育学校における
学校給食費について（諮問）

宗像市立小学校、中学校及び義務教育学校において、充実した学校給食を
実施するため、下記事項を審議していただきたく、諮問いたします。

記

< 諮問事項 >

平成 31 年度の学校給食費について

以上